

(証券コード9065)

平成28年6月6日

株 主 各 位

北九州市門司区港町6番7号
本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

山九株式会社

代表取締役社長 中村公大

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、平成28年6月27日（月曜日）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号 当社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第107期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第107期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 役員報酬額改定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sankyu.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、米国の追加利上げや中国経済の一層の悪化を懸念し、踊り場的な展開となりました。米欧で雇用・賃金の改善や原油安による実質所得の増加が個人消費を押し上げ、緩やかな拡大・回復を成す一方で、中国経済の減速や通貨安の流れが、新興国・資源国経済の下押し圧力となり、地政学的リスクの高まりもある中で、世界経済は停滞色が色濃いものとなりました。国内では、設備投資は総じて堅調に推移したものの、中国や新興国経済の減速は、輸出企業の業績押し下げや製造業の生産調整に影響し、景気の基調は横ばいでの推移となりました。

このような経済情勢の下、山九グループの物流事業分野では、国内外貨物の集荷営業強化、新規物流センターの早期収益化や低採算作業からの撤退等、収益基盤の改善に取り組んでまいりました。一方、機工事業分野では、海外における新規保全作業の本格化や国内製鉄所におけるコークス炉改修およびその同調工事等の着実な受注および施工に加え、石化設備のSDM（大型定期修理工事）領域拡大に向け、注力いたしました。

山九グループは、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画において「コスト構造改革戦略」、「事業戦略」、「経営構造改革戦略」の3点を重要戦略として掲げております。これらの重要戦略を軸とし、国内外の事業環境およびお客様の変化やニーズをいち早く捉え、「マーケットで勝てるコスト」の構築および「お客様のご期待を上回る提案」を積極的に行うことで、質の高いグローバルなサービスを提供できる企業価値の向上へ取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、4,894億41百万円と前期比1.7%の増収となりました。また、利益面においては、営業利益が243億17百万円と14.4%の増益となりましたが、為替評価損等の計上により、経常利益は207億6百万円と3.5%の減益となりました。また、山九重機工(株)との株式交換に伴い発生した負ののれん発生益を特別利益に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は129億11百万円と9.9%の増益となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(1) 物流事業

港湾・国際物流では、国内の機械・設備輸出取扱いが前年比減少となりましたが、コンテナ取扱量は新規船社の航路獲得や既存船社の航路拡大等があり、第3四半期会計期間以降は回復基調に転じ、累計でも前年比増加となりました。この取扱量の回復を背景に収益改善を図ったことに加え、海外の機械・設備輸送作業が年間を通じ堅調に推移したことから、全体では増益とな

りました。3PL事業では、国内外における新規物流センター収益の早期安定化を進め、既存倉庫の貨種入替や低採算貨物の撤退等による収益向上を図ったことに加えて燃料単価の低下も重なり、増収増益となりました。構内作業では、国内での単価改善や通信インフラ関連の物流作業が増加、海外でも東南アジア・中国・中東での石化構内における作業量が増加し、増収増益となりました。

売上高は2,570億22百万円と前期比2.0%の増収、セグメント利益（営業利益）は66億59百万円と前期比15.6%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は52.5%であります。

(2) 機工事業

設備工事関連では、国内におけるコークス炉改修を中心とした基盤整備工事や設備集約・効率化に伴う解体工事獲得等に注力したことに加え、生産設備の緊急復旧工事を受注いたしました。海外では、東南アジアでの受注拡大と事業本部による大型工事の施工管理体制強化が収益性向上に繋がり、増収増益となりました。設備保全作業は、中東における石化構内での新規作業や東南アジア・中国でのSDM・日常保全作業の増加に加え、国内製鉄所構内での設備保全・修繕作業が増加いたしました。しかしながら、今年度は国内における石油・石化構内設備のSDMがマイナー年であり、前年度メジャー年との工事量差によって保全作業全体では減収減益となりました。

売上高は2,093億64百万円と前期比0.9%の増収、セグメント利益（営業利益）は158億88百万円と前期比13.6%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は42.8%であります。

(3) その他

システム開発案件や高速道路の点検・補修作業等の受注増加等により増収増益となりました。

売上高は230億54百万円と前期比5.7%の増収、セグメント利益（営業利益）は14億76百万円と前期比22.2%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は4.7%であります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、物流事業では収益構造改革を目的とした拠点の拡充ならびに車両運搬具等の新規投資をしております。機工事業におきましては、成長戦略に沿った大型重機の増強が主な内容であり、総額で179億96百万円の設備投資を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金、普通社債などによって賄っております。

4. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 104 期 (平成24年度)	第 105 期 (平成25年度)	第 106 期 (平成26年度)	第 107 期 (平成27年度) (当 期)
売 上 高 (百万円)	401,658	434,445	481,291	489,441
経常利益 (百万円)	17,951	15,094	21,459	20,706
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	9,717	9,153	11,750	12,911
1株当たり当期純利益 (円)	31.63	30.40	39.03	42.88
総 資 産 (百万円)	311,998	343,421	375,184	371,243
純 資 産 (百万円)	121,860	133,143	145,383	147,756

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度から「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 104 期 (平成24年度)	第 105 期 (平成25年度)	第 106 期 (平成26年度)	第 107 期 (平成27年度) (当 期)
売 上 高 (百万円)	316,114	315,883	346,094	343,449
経常利益 (百万円)	13,373	11,376	17,617	16,065
当期純利益 (百万円)	7,729	7,621	10,956	10,074
1株当たり当期純利益 (円)	25.11	25.26	36.32	33.38
総 資 産 (百万円)	254,815	270,516	281,298	294,439
純 資 産 (百万円)	81,673	88,488	94,587	100,744

5. 企業集団が対処すべき課題

企業を取巻く経営環境は、前年度の好業績を背景に年度当初は更なる景気回復への期待感が高まったものの、原油安、中国経済の成長鈍化、米国の金利引上げなどの世界的な環境変化を受け、減速感が漂い始めています。また、中長期的にも国内における少子高齢化に伴う国内需要や労働生産人口の減少、中国

および新興・資源国の成長鈍化や政治的・地政学的リスクなど、国内外共に先行きは依然として不透明かつ厳しい状況にあります。

山九グループといたしましては、これらの状況を踏まえ、引き続き競争力の強化を図るとともに、より一段の企業価値の向上に向け、中長期的な経営戦略に関し、以下の3点を重要経営戦略として、「お客様への更なる貢献」ならびに「将来にわたって選ばれる企業であり続ける」ための諸施策を強力に推進してまいります。

(1) コスト構造改革戦略

お客様が求める品質を、マーケットを意識した競争力ある価格で提供できるコスト構造を創り出すことにより、作業エリアの拡大を図ることで、収益を生み出せる体質の更なる強化を推進してまいります。

具体的には、マーケットから見た適正性を分析し、費目別原価管理を行い、問題点を抽出し、更なる生産性向上に向けた取組みを積み重ね、コスト競争力強化のための原価率低減と間接経費の削減に取り組んでまいります。

(2) 事業戦略

2018年の創立100周年に向け、「ロジスティクス（物流）」、「プラント・エンジニアリング（機工）」、「オペレーション・サポート（工場構内サービス）」の3つの事業を軸に、自らがグローバル化し、お客様の国際化に貢献するソリューション企業を目指すことを事業の方向性として掲げる中、今中期においては「収益力向上の中期」と位置づけ、以下の通り取り組んでまいります。

ロジスティクス事業においては、グローバルに売上拡大を図る中、収益力の向上が最重要の課題であると認識しております。国内における「作業運営体制の改革」や「輸配送体制の見直し・強化」等の「事業構造改革」、TPPをはじめとする自由貿易拡大に対応するべく、国際物流貨物の支配貨物を拡大し、収益力を向上させてまいります。

プラント・エンジニアリング事業においては、お客様の生産設備等の建設における、設計、調達、重量物輸送、建設工事の一貫した「プラント建設EPTCビジネスモデル」と、生産設備の保全業務における、設備の検査・診断から計画・施工までのソリューション型ビジネスである「3PM（一括メンテナンス）」を更に高度化し、付加価値の高いサービスをグローバルに提供すると同時に、鉄鋼・化学業界に次ぐ第3の柱として、電力エネルギー業界へ注力してまいります。

オペレーション・サポート事業においては、国内の各製鉄所における一連のコークス炉更新工事について「コークス炉の山九」としての地位を確立すると同時に、工場構内におけるお客様のアウトソーシングニーズが一段と高まる中、操業・設備保全ならびに物流の作業全般について、グローバルに対応できる体制を整備し、事業領域の維持・拡大を図ってまいります。

以上、設備稼働前のプラントの企画段階から設計・建設、生産開始後の設備の安定稼働、そして調達から販売に至るサプライチェーン全体の物流をトータルにサポートする「山九のユニーク」は、山九グループの最大の強みであります。今後も、これら強みに更なる磨きをかけるべく、大型の戦略投資やM&A等を行い、国内ならびに中国、東南アジアに加え、ブラジル、インド、中東地域へサービスを展開し、お客様のニーズに積極的に応えてまいります。

(3) 経営構造改革戦略

上記戦略をより効率的に推進するため、事業部門・間接部門およびグループ会社の機能の見直しによるグループ事業運営体制の再編を進め、更なる体質強化を図ると同時に、フリーキャッシュフローの有効活用と資金調達手段の多様化を図り、有利子負債の圧縮に努め、引続き財務体質の強化を進めてまいります。

加えて、適切な業務遂行とコンプライアンス遵守のために、内部統制機能の更なる充実化を図るとともに、リスク管理の強化、企業の社会的責任（CSR）の推進に努めてまいります。

なお、目標とする経営指標として、山九グループは、中期経営計画（2015～2017）において、計画の最終年度にあたる2017年度に、「ROE 9%」「営業利益240億円」「D/E レシオ0.6以下」を目標に掲げております。

今後につきましても、不透明な事業環境が続くものと想定される中、持続的な成長と安定した財務体質を維持しつつ、成長に応じた株主還元と機動的な資本政策を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
山九プラントテクノ株式会社 (東京都)	百万円 450	100%	機器据付業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東京 (東京都)	99	100	運輸業
株式会社スリーエス・サンキュウ (東京都)	97	100	運輸・倉庫業
株式会社サンキュウシッピング (東京都)	70	100	海運代理店業
サンキュウビジネスサービス株式会社 (東京都)	30	100	人材サービス業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東日本(千葉県)	99	100	運輸業
山九東日本サービス株式会社 (千葉県)	46	97	人材サービス業
日本工業検査株式会社 (神奈川県)	90	100	非破壊検査業
株式会社山九海陸 (神奈川県)	51	91	港湾運送業
株式会社サンキュウ・トランスポート・中国(山口県)	50	100	運輸業
中国ビジネスサービス株式会社(山口県)	10	100	人材サービス業
株式会社インフォセンス(福岡県)	100	100	情報サービス業
Sankyu Southeast Asia Holdings Pte. Ltd. (シンガポール)	百万シンガ ポールドル 63.2	100	地域統括
P.T.Sankyu Indonesia International (インドネシア)	百万USドル 3.8	63	運輸・機器据付業
Sankyu (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)	百万シンガ ポールドル 5.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア)	百万マレーシア リンギット 8.0	100	運輸・倉庫・機器据付業
Sankyu - Thai Co., Ltd. (タイ)	百万タイバツ 32.0	55	運輸・機器据付業
Sankyu Laem Chabang(Thailand)Co., Ltd. (タイ)	百万タイバツ 140.0	98	運輸・倉庫業
Sankyu Saudi Arabia Co. (サウジアラビア)	百万リヤル 3.0	80	運輸・機器据付業
Sankyu ARCC Saudi Co. (サウジアラビア)	百万リヤル 7.5	51	修理保全業
山九東源国際(香港)有限公司 (中国)	百万HKドル 32.0	99	運輸・倉庫業
北京山九物流有限公司 (中国)	百万USドル 7.0	100	運輸・倉庫業
上海経貿山九儲運有限公司 (中国)	百万USドル 4.7	90	運輸・倉庫・機器据付業
広州山九物流有限公司 (中国)	百万人民元 16.0	99	運輸・倉庫業
S a n k y u S / A (ブラジル)	百万ブラジル レアル 8.3	97	運輸・機器据付業

7. 主要な事業内容

山九グループは、「産業界を支える総合サービス業」として、次の事業を行っており、国内および海外において幅広く一貫責任体制のもとに業務を実施しております。

<p>物流事業</p> <p>(港湾物流) (一般物流) (国際物流) (構内物流)</p>	<p>荷主または船舶運送事業者の委託により、港湾における船舶の貨物荷卸し・積み込み、本船内での荷繰り業務等の実施、貨物の上屋・倉庫の保管・入出庫業務、輸出入貨物の乙仲・通関および船舶代理店業務、国際複合輸送を実施。併せて、引越・一般貨物の自動車輸送ならびに廃棄物等の特殊輸送を実施しております。また、お客様の工場構内における原材料および製品の輸送、製品の梱包・倉庫保管・出荷等の構内物流業務を実施しております。</p>
<p>機工事業</p> <p>(設備工事) (重量機工場) (メンテナンス) (設備土建)</p>	<p>製鉄機械、石油化学および電力関連装置、橋梁・産業機械、環境整備設備等の機器製作・据付、配管工事ならびにこれら装置類の管理から検査、補修までを行うメンテナンス業務の実施と併せ、装置類据付に伴う土木基礎工事、建屋建築工事等も実施しております。また、モジュールプラント等の重量物輸送を実施しております。</p>
<p>その他</p> <p>(土木・建築) (不動産) (その他)</p>	<p>上記2事業以外に、土木・建築工事、機材賃貸および不動産取引等の業務を実施しております。また、情報システム、人材派遣、保険代理店等のサービス業を実施しております。</p>

8. 主要な営業所および事業所

本店 福岡県北九州市門司区港町6番7号

本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

ロジスティクス・ソリューション事業本部

企画部（東京都）、営業部（東京都）、3PL営業部（東京都）

国際・港運事業部

港運部（東京都）、国際物流推進部（東京都）

3PL事業部

3PL業務部（東京都）、陸運・エコビジネス部（東京都）

中国・東アジア事業部

中国・東アジア事業推進部（東京都）

ビジネス・ソリューション事業本部

企画部（東京都）、鉄鋼メンテナンス部（東京都）、

コークス炉プロジェクト部（千葉県）、鉄鋼第一部（東京都）、

鉄鋼第二部（東京都）、化学営業部（東京都）、化学事業推進部（東京都）

プラント・エンジニアリング事業本部

企画部（東京都）、営業部（東京都）

プロジェクト事業部

海外プラント輸送部（東京都）、海外プロジェクト部（東京都）、

海外エンジニアリング部（東京都）

プラント事業部

プラント事業統括部（福岡県）、設計部（福岡県）、重量機工部（福岡県）、

プラント工事部（福岡県）、製造・調達部（福岡県）、設備土建部（福岡県）、

機材部（福岡県）

メンテナンス事業部

メンテナンス事業統括部（東京都）、メンテナンス技術部（千葉県）

技術・開発本部

技術・開発部（東京都）、品質保証部（福岡県）、IT企画部（東京都）

東日本エリア

東日本エリア統括部（千葉県）、君津支店（千葉県）、

設備エンジニアリングセンター（千葉県）、千葉支店（千葉県）、

苫小牧支店（北海道）、鹿島支店（茨城県）、鹿島鉄鋼支店（茨城県）、

南関東支店（神奈川県）

首都圏エリア

首都圏エリア統括部（東京都）、北関東支店（埼玉県）、東北支店（宮城県）、

東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、首都圏DC支店（神奈川県）

中部エリア

中部エリア統括部（愛知県）、静岡支店（静岡県）、東海支店（愛知県）、

知多支店（愛知県）、名古屋支店（愛知県）、四日市支店（三重県）、

三重支店（三重県）

関西エリア

関西エリア統括部（大阪府）、関西エリア開発営業部（大阪府）、

泉北支店（大阪府）、北陸支店（富山県）、堺支店（大阪府）、

大阪支店（大阪府）、神戸支店（兵庫県）、兵庫支店（兵庫県）、

京滋支店（滋賀県）

（注）平成28年4月1日付で、以下の機構改革を実施いたしました。

1. 和歌山支店を設置いたしました。

2. 堺支店を大阪鉄鋼支店に改称いたしました。

中・四国エリア

中・四国エリア統括部（広島県）、岡山支店（岡山県）、四国支店（香川県）、

東中国支店（広島県）、呉支店（広島県）、広島支店（広島県）、

岩国支店（山口県）、光支店（山口県）、周南支店（山口県）

九州エリア

九州エリア統括部（福岡県）、九州エリア開発営業部（福岡県）、

八幡支店（福岡県）、北九州支店（福岡県）、門司支店（福岡県）、

若松支店（福岡県）、福岡支店（福岡県）、大分支店（大分県）、

大分東支店（大分県）、宮崎支店（宮崎県）

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
30,926名	172名増

(注) 従業員数は、山九グループからグループ外への出向者(90名)を除き、グループ外から山九グループへの出向者(72名)を含む就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11,151名	170名増	39.7歳	13.9年

(注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者(1,153名)を除き、他社から当社への出向者(257名)を含む就業人員であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	16,692
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,935
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,775
株式会社三井住友銀行	1,910
株式会社福岡銀行	855

II. 会社の株式に関する事項

1. 株式数	発行可能株式総数	1,000,000,000株
	発行済株式の総数	326,078,030株

(自己株式21,603,477株を含む。)

(注) 当期における自己株式の取得、処分につきましては次のとおりです。

①単元未満株式の買取りにより取得した株式	普通株式	60,524株
	取得価額の総額	36,751千円
②株式交換により処分した株式	普通株式	2,891,988株

2. 株主数	13,533名
--------	---------

3. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	24,638	8.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,046	4.94
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	10,941	3.59
新日鐵住金株式会社	10,080	3.31
公益財団法人ニビキ育英会	9,800	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	9,132	3.00
株式会社みずほ銀行	8,310	2.73
J P MORGAN CHASE BANK 380684	7,716	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	7,396	2.43
山九従業員持株会	7,079	2.33

(注) 1. 自己株式は、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 公 一	管理管掌兼技術・開発本部長 CTO 兼安全・環境統括 事業・エリア管掌兼エリア統括 財務担当 CFO ビジネス・ソリューション事業 本部長 プラント・エンジニアリング事業 本部長 人事・労政担当 ロジスティクス・ソリューション 事業本部長 経営企画担当
代表取締役副社長	平 栗 直 樹	
代表取締役専務取締役	吾 郷 康 人	
代表取締役専務取締役	中 村 公 大	
取締役兼常務執行役員	中 里 康 男	
取締役兼常務執行役員	池 上 僚 一	
取締役兼常務執行役員	美 好 秀 樹	
取締役兼常務執行役員	細 井 研 二	
取締役兼常務執行役員	米 子 哲 朗	
取締役兼常務執行役員	小 川 隆	
社 外 取 締 役	岡 橋 輝 和	
社 外 取 締 役	堀 啓二郎	
常 勤 監 査 役	野 田 秀 臣	
常 勤 監 査 役	島 田 正 彦	
常勤監査役(社外監査役)	武 田 敬一郎	
社 外 監 査 役	小 川 憲 久	弁護士

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第106回定時株主総会において、堀 啓二郎氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第106回定時株主総会の終結の時をもって、藤田泰氏は辞任により取締役に退任いたしました。
3. 取締役岡橋輝和、堀 啓二郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役武田敬一郎、小川憲久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役岡橋輝和氏および堀 啓二郎氏、監査役武田敬一郎氏および小川憲久氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。
6. 常勤監査役野田秀臣氏は、当社財務部門において長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 常勤監査役(社外監査役)武田敬一郎氏は、金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

8. 当事業年度末後の取締役の異動
平成28年4月1日付をもって、取締役の地位および担当の一部が変更され、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長	中 村 公 一	CEO
代表取締役社長	中 村 公 大	COO
代表取締役副社長	吾 郷 康 人	CTO兼技術・開発本部長
代表取締役専務取締役	美 好 秀 樹	事業・エリア管掌兼エリア統括 兼安全・環境統括
代表取締役専務取締役	小 川 隆	管理管掌

2. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 13名 590,050千円（うち社外2名 19,850千円）

監査役 4名 106,400千円（うち社外2名 45,600千円）

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に退任した取締役1名に支給した報酬が含まれております。
2. 報酬等の額には、役員賞与総額191,400千円（うち取締役賞与12名総額169,000千円、監査役賞与4名総額22,400千円）が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	岡 橋 輝 和	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100%）出席し、企業経営者としての専門的見地からの発言を行いました。
	堀 啓 二 郎	取締役就任後に開催された取締役会11回のうち11回（100%）出席し、企業経営者としての専門的見地からの発言を行いました。
社 外 監 査 役	武 田 敬 一 郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100%）、監査役会19回のうち19回（100%）出席し、金融機関における長年の経験を生かして、発言を行いました。
	小 川 憲 久	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100%）、監査役会19回のうち19回（100%）出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行いました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 当社が支払うべき報酬等の額 | 51,500千円 |
| (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 64,400千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人からの見積書および担当部署による査定の内容を精査した結果、前年実績・監査品質・監査計画時間を鑑み妥当であると全員が合意し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sankyu (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)、P.T.Sankyu Indonesia International (インドネシア)、Sankyu S/A (ブラジル)をはじめとした海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社および一部の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務に係る調査を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に関し、会計監査人の品質管理体制、監査品質、独立性、監査実施の有効性および効率性、総合能力等の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役の過半数の同意をもって、会計監査人を不再任といたします。

V. 会社の体制および方針

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

1. 内部統制システム

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っている。
- ② 取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催している。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図る。
- ③ 反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行ってはならない旨規定している。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報管理基本規程」に基づき、当社のすべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っている。また、同規程の下位規程である「文書管理規程」「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施している。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社が日常的に対象とする経営・品質、法的、事故・災害・地震・風水害、人権・個人、環境、IT情報、財務、海外・カントリーリスク等に係るリスク案件（関係会社を含む。）について「リスクマネジメント規程」に基づき各所管部署において潜在リスクを洗い出し、把握、評価して適切な対策を立て、報告または審議する必要があると判断される案件は、所定のレポートラインに従って経営企画部へ定期的に報告している。

- ②経営企画部に報告された各リスク案件で審議する必要があると判断されたものは、年2回、社長、代表取締役及び社長が指名した者により構成される経営会議で報告させ、総合的に対応策を検討している。特に、重要な案件については、取締役会に報告している。
- ③当社が会社の経営（関係会社を含む。）や役職員の危機に伴い、緊急の行動をとる事態が発生した場合には「クライシスマネジメント規程」に基づきその対応及び拡大を防止している。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えている。
- ④事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を策定している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行う。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入している。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
- ③取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行している。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定している。取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っている。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っている。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進している。
- ②当社及びグループの内部通報制度である「さんきゅうホットライン」を設置し、法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。
- ③コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施している。

- ④内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施している。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っている。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っている。
- ⑤法律等が改正・変更になった場合には、法務部及び総務・CSR部が中心となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通達及びその徹底を図るための社内教育等の必要な施策を講じている。
- ⑥金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告に係る内部統制に関する体系を明確にするとともに、体制、責任者、実施内容等の基本項目を定めて適切な運用を図っている。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ全体として、業務の適正を確保するため、「関係会社管理運営規程」に則り、当社と関係会社が相互に協調することにより総合力を発揮している。経営管理においては、グループ経営の基本方針を定めるとともに、「関係会社管理運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度を徹底する。必要に応じてモニタリングも実施する。また、関係会社社長会議を開催し、情報交換や情報共有化を図っている。
- ②子会社との情報交換、人事交流をはじめ、子会社との連携体制を確立している。
- ③子会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、速やかに各所管部署に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役（子会社と当社）に報告する。また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ④当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、コンプライアンス委員会及び監査役（当社と子会社）に報告し是正を求める。また、双方の監査役は、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ⑤内部通報制度をグループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切な運営を行っている。

(7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議の上、同意を得て配置することとする。

(8) **前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分等は監査役会の同意を得なければならないものとする。

(9) **監査役への報告に関する体制**

① 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- a. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。
- b. 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
- c. 内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、監査役へ報告を行う。

② 子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。

(10) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告者や内部通報者に対しては、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合の費用については、会社に請求することができる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①内部監査部の行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、監査役は、公認会計士、弁護士等の外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保する。

②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス規程に従い、グループ全体を統括するコンプライアンス委員会、その下部組織として各事業本部および各エリア等にコンプライアンスサブ委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化を図っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスに関する重要事項等の審議および事前に開催したコンプライアンスサブ委員会の報告事項等の報告を行いました。

(2) リスク管理体制

リスクマネジメント規程に従い、各所管部署において潜在リスクを洗い出し、必要があると判断された案件については、経営会議において年2回報告し、総合的に対応策を検討いたしました。

また、事業継続計画（BCP）を策定しており、その周知および実効性の向上を図るため、大規模地震を想定した全社防災訓練を実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役12名で構成されており、取締役会規程に従い適切に運営されております。当事業年度においては、15回開催され、重要事項の決定および取締役相互の業務執行状況の監督等を行いました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度においては、19回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議および決議を行いました。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や、代表取締役との定期的な会合、内部監査部との情報交換等により、監査の実効性の確保に努めております。

(5) 内部監査の実施

監査規程に従い、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門および子会社についての業務・会計等の監査を実施いたしました。内部監査の結果は、監査担当役員の承認を得て、年2回定期的に取締役会に報告しております。また、監査役にも報告し、監査役との連携を図っております。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	165,780	流動負債	123,580
現金及び預金	21,806	支払手形及び買掛金	70,980
受取手形及び売掛金	127,364	短期借入金	21,531
有価証券	1,508	リース債務	4,023
未成作業支出金	3,601	未払法人税等	1,728
その他のたな卸資産	1,442	未成作業受入金	1,688
繰延税金資産	2,399	繰延税金負債	6
その他	7,730	賞与引当金	4,618
貸倒引当金	△73	役員賞与引当金	220
		工事損失引当金	41
		完成工事補償引当金	65
		その他	18,676
固定資産	205,463	固定負債	99,906
有形固定資産	148,227	社債	32,000
建物及び構築物	60,959	長期借入金	22,519
機械装置及び運搬具	15,243	リース債務	6,554
土地	59,355	繰延税金負債	550
リース資産	7,371	再評価に係る繰延税金負債	4,545
建設仮勘定	2,904	役員退職慰労引当金	190
その他	2,392	退職給付に係る負債	29,610
無形固定資産	13,833	資産除去債務	2,026
のれん	7,775	その他	1,909
その他	6,057	負債合計	223,487
投資その他の資産	43,401	(純資産の部)	
投資有価証券	19,191	株主資本	143,432
退職給付に係る資産	4,295	資本金	28,619
繰延税金資産	9,177	資本剰余金	12,726
その他	12,316	利益剰余金	110,754
貸倒引当金	△1,579	自己株式	△8,668
		その他の包括利益累計額	1,111
		その他有価証券評価差額金	2,660
		繰延ヘッジ損益	△179
		土地再評価差額金	△1,319
		為替換算調整勘定	△790
		退職給付に係る調整累計額	739
		非支配株主持分	3,212
		純資産合計	147,756
資産合計	371,243	負債・純資産合計	371,243

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		489,441
売 上 原 価		446,451
売 上 総 利 益		42,989
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,671
営 業 利 益		24,317
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	408	
受 取 配 当 金	432	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	110	
そ の 他	765	1,716
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	892	
為 替 差 損	2,567	
そ の 他	1,867	5,327
経 常 利 益		20,706
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	511	511
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		21,218
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,397	
法 人 税 等 調 整 額	1,710	8,108
当 期 純 利 益		13,110
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		199
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		12,911

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	28,619	12,272	100,356	△8,781	132,467
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,016		△3,016
親会社株主に帰属する当期純利益			12,911		12,911
自 己 株 式 の 取 得				△36	△36
自 己 株 式 の 処 分				0	0
株式交換による変動		454		1,032	1,486
連 結 範 囲 の 変 動			367	△882	△514
土地再評価差額金の取崩			135		135
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	454	10,397	113	10,964
当 期 末 残 高	28,619	12,726	110,754	△8,668	143,432

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	7,227	△210	△1,422	2,567	1,652	9,814	3,100	145,383
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△3,016
親会社株主に帰属 する当期純利益								12,911
自 己 株 式 の 取 得								△36
自 己 株 式 の 処 分								0
株式交換による変動								1,486
連 結 範 囲 の 変 動								△514
土地再評価差額金の取崩								135
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△4,566	31	103	△3,357	△913	△8,703	111	△8,591
連結会計年度中の変動額合計	△4,566	31	103	△3,357	△913	△8,703	111	2,373
当 期 末 残 高	2,660	△179	△1,319	△790	739	1,111	3,212	147,756

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称

㈱山九海陸

山協港運㈱

㈱スリーエス・サンキュウ

山九プラントテクノ㈱

日本工業検査㈱

㈱インフォセンス

Sankyu (Singapore) Pte. Ltd.

P. T. Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

前連結会計年度において、非連結子会社であった広菱倉庫運輸㈱は、重要性が増したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

平成27年4月29日付にて、山九昭安国際物流股份有限公司の株式取得に伴い、同社を連結の範囲に含めております。

また、持分法適用関連会社であった山九重機工㈱の株式を、平成28年3月1日付で株式交換により追加取得し子会社となったため、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱扶桑工業

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 2社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

(関連会社)

サンネット物流㈱

J Pサンキュウグローバルロジスティクス㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

協和海運㈱、㈱沖永開発

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の28社の事業年度の末日は12月31日であります。

Sankyu (Singapore) Pte. Ltd.

P. T. Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

上海経貿山九儲運有限公司 他 海外連結子会社 24社

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

当連結会計年度において、三和コーケン㈱及び全国検査サービス㈱は、決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は13ヶ月及び14ヶ月となっております。

4. 会計方針に関する事項
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
- ① 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 未成作業支出金 個別法による原価法
- ② その他のたな卸資産 主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
- a. 建物 主として定額法
- b. その他の有形固定資産 主として定率法
 なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
 なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) で償却しております。
- ③ リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
- (5) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 工事損失引当金
 受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成工事のうち損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができると見られる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 完成工事補償引当金
 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
 連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 退職給付に係る会計処理の方法
 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により按分した額を費用処理しております。
 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

- (8) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
- (9) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
a. ヘッジ手段 金利スワップ取引
ヘッジ対象 借入金
b. ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建金銭債務
③ヘッジ方針
当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。
④ヘッジ有効性評価の方法
比率分析によっております。
- (10) のれんの償却方法及び償却期間
5～10年間で均等償却しております。
- (11) 消費税等の会計処理の方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 会計方針の変更
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ184百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | | |
|----|-------------------------------|------------|
| 1. | その他のたな卸資産 | |
| | 販売用不動産 | 11百万円 |
| | 貯蔵品 | 1,430百万円 |
| 2. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 153,520百万円 |
| 3. | 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| | 担保に供している資産(帳簿価額)は、次のとおりであります。 | |

(財団抵当)

下記の有形固定資産は、港湾運送事業財団、工場財団を組成し、短期借入金の担保に供しております。

<担保に供している資産>

土地	21,620百万円
建物及び構築物	4,403百万円
機械装置及び運搬具	39百万円
合計	26,063百万円

<担保されている債務>

短期借入金	1百万円
-------	------

(個別担保)

下記の資産(帳簿価格)は、長期借入金及び短期借入金の担保に供しております。

<担保に供している資産>

土地	280百万円
建物及び構築物	123百万円
合計	404百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

- | | | |
|----|------------------------|----------|
| 4. | 保証債務 | |
| | 従業員及び関係先等の銀行借入他に対する保証額 | 1,548百万円 |
| 5. | 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 | |
| | 買戻義務額 | 1,058百万円 |
| 6. | 土地の再評価 | |

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。
- 再評価を行った日 平成14年3月31日
- 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 11,672$ 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	326,078,030	—	—	326,078,030
自己株式				
普通株式	25,043,383	1,296,262	2,892,168	23,447,477

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	60,524株
持分法適用会社が取得した自己株式 （当社株式）の当社帰属分	781株 257株
連結範囲変更による増加	1,235,481株
株式交換に伴う自己株式の交付による減少	2,891,988株
持分法適用会社が売却した自己株式 （当社株式）の当社帰属分	547株 180株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,016	10.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,349	利益剰余金	11.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、必要な資金を効率的に調達することとし、主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー及び社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施しており、支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価 （*）	差 額
(1) 現金及び預金	21,806	21,806	—
(2) 受取手形及び売掛金	127,364	127,364	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	15,225	15,225	—
(4) 支払手形及び買掛金	(70,980)	(70,980)	—
(5) 短期借入金	(13,401)	(13,401)	—
(6) 未払法人税等	(1,728)	(1,728)	—
(7) 社債	(32,000)	(32,497)	497
(8) 長期借入金	(30,648)	(30,711)	62
(9) リース債務	(10,577)	(10,259)	△317
(10) デリバティブ取引	(255)	(255)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年以内に返済される長期借入金（8,129百万円）は長期借入金に含めております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金及び (9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 非上場株式等（連結貸借対照表計上額5,474百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	8,761百万円
税務上の繰越欠損金	5,069百万円
賞与引当金	1,316百万円
その他有価証券評価差額金	1,008百万円
有価証券評価損	884百万円
資産除去債務	618百万円
減損損失	515百万円
ゴルフ会員権評価損	275百万円
貸倒引当金	223百万円
賞与引当金にかかる社会保険料	212百万円
未払事業税	152百万円
その他	1,512百万円
繰延税金資産小計	20,550百万円
評価性引当額	△4,971百万円
繰延税金資産合計	15,579百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,466百万円
退職給付に係る資産	△1,310百万円
時価評価差額	△639百万円
資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額	△217百万円
のれん等	△481百万円
その他	△444百万円
繰延税金負債合計	△4,559百万円
繰延税金資産の純額	11,020百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	32.9%
(調整)	
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	2.6%
交際費等の永久に損金に算入されない項目	2.4%
のれん償却額	1.9%
住民税均等割額	1.2%
在外子会社の税率差異	△1.6%
所得拡大促進税制による税額控除	△1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
評価性引当額の増減額	0.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	38.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第14号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度から法人税率の段階的引下げ、事業税率の引下げが行われることとなりました。

これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.9%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が427百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額(借方)が556百万円、その他有価証券評価差額金が113百万円、退職給付に係る調整累計額が19百万円増加し、繰延ヘッジ損益が4百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が238百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 山九重機工株式会社
事業の内容 重量機工事業
- ② 企業結合を行った主な理由
山九グループの重量機工事業の基盤強化のため。
- ③ 企業結合日
平成28年3月1日
- ④ 企業結合の法的形式
株式交換
- ⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
株式交換直前に所有していた議決権比率 33%
企業結合日に追加取得した議決権比率 67%
取得後の議決権比率 100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が自己株式を対価とした株式交換により株式を取得したためであります。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
平成28年3月31日をみなし取得日としているため、業績は含んでおりません。

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	株式交換直前に保有していた山九重機工株式会社 株式会社の企業結合日における時価	732百万円
	企業結合日に交付した山九株式会社の普通株式の時価	1,486百万円
取得原価		2,218百万円

- (4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

- ① 株式の種類別の交換比率
山九重機工株式会社の普通株式1株：山九株式会社の普通株式23.98株
- ② 株式交換比率の算定方法
フィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
- ③ 交付した株式数
2,891,988株

- (5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

フィナンシャル・アドバイザー等に対する報酬・手数料 36百万円

- (6) 被取得企業の取得原価を取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
121百万円

- (7) 発生した負ののれん発生益の金額および発生原因

- ① 発生した負ののれん発生益の金額
511百万円
- ② 発生原因
受け入れた資産および引き受けた負債の純額が株式の取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しています。

- (8) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,276百万円
固定資産	1,852百万円
資産合計	4,128百万円
流動負債	1,127百万円
固定負債	271百万円
負債合計	1,398百万円

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
借地上的建物の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から3年～50年と見積り、割引率は主として2.23%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
- (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,983百万円
時の経過による調整額	33百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10百万円
その他増減額(△は減少)	<u>△1百万円</u>
期末残高	<u>2,026百万円</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 477円63銭
2. 1株当たり当期純利益 42円88銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

山九株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村正之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田知範 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原一貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山九株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山九株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	104,382	流動負債	105,752
現金及び預金	4,700	支払手形	4,170
受取手形	2,688	買掛金	53,380
売掛金	81,398	短期借入金	23,500
未成作業支金	2,706	1年内返済予定の長期借入金	7,828
その他のたな卸資産	1,294	リース債	2,402
前払費用	506	未払金	3,687
繰延税金資産	1,724	未払法人税等	21
短期貸付金	1	未払法費用	2,869
関係会社短期貸付金	5,576	未成作業受入金	571
未収金	1,556	預り金	2,543
その他引当金	2,255	前受収益	13
貸倒引当金	△27	賞与引当金	4,275
		役員賞与引当金	191
固定資産	190,057	完成工事補償引当金	39
有形固定資産	121,113	その他	258
建物	50,334	固定負債	87,942
構築物	2,141	社長期借入金	32,000
機械装置	6,091	リース借入金	21,816
船舶	291	リース債	3,651
車両運搬具	526	退職給付引当金	23,422
工具器具備品	1,160	再評価に係る繰延税金負債	4,545
土地	53,574	資産除去債	2,015
建物	5,388	その他	491
一設仮資産	1,604	負債合計	193,694
無形固定資産	5,484	(純資産の部)	
借入地権	1,199	株主資本	97,925
ソフトウェア	3,416	資本金	28,619
リース加入	331	資本剰余金	12,397
その他	175	資本準備金	11,936
投資その他の資産	361	その他資本剰余金	461
投資有価証券	14,106	利益剰余金	64,628
関係会社株	26,518	利益準備金	310
関係会社出資	12	その他利益剰余金	64,318
関係会社貸付金	3,773	固定資産圧縮積立金	455
長期貸付金	412	別途積立金	51,400
従業員に対する長期貸付金	2	繰越利益剰余金	12,463
関係会社長期貸付金	5,530	自己株式	△7,720
破産更生債権等	768	評価・換算差額等	2,818
長期前払費用	925	その他有価証券評価差額金	4,316
前払金	1,252	繰延ヘッジ損益	△179
差入保証金	4,082	土地再評価差額金	△1,319
繰延税金資産	5,873	純資産合計	100,744
その他引当金	1,047	負債・純資産合計	294,439
貸倒引当金	△846		
資産合計	294,439		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		343,449
売上原価		316,545
売上総利益		26,904
販売費及び一般管理費		10,428
営業利益		16,475
営業外収益		
受取利息	142	
受取配当金	786	
受取賃貸料	258	
その他	343	1,531
営業外費用		
支払利息	639	
社債利息	107	
債権流動化手数料	210	
為替差損	475	
その他	508	1,940
経常利益		16,065
特別損失		
減損損失	271	271
税引前当期純利益		15,794
法人税、住民税及び事業税	3,298	
法人税等調整額	2,420	5,719
当期純利益		10,074

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本合計
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金							
	資本金	資本準備金	その他本資剰余金	資本金計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	28,619	11,936	7	11,943	310	460	46,400	10,264	57,434	△8,716	89,282	
事業年度中の変動額												
別途積立金の積立							5,000	△5,000	—		—	
剰余金の配当								△3,016	△3,016		△3,016	
当期純利益								10,074	10,074		10,074	
自己株式の取得										△36	△36	
自己株式の処分											—	
株式交換による変動			454	454						1,032	1,486	
税率変更による固定資産圧縮積立金の調整						10		△10	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩						△15		15	—		—	
土地再評価差額金の取崩								135	135		135	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	—	—	454	454	—	△5	5,000	2,198	7,193	995	8,643	
当 期 末 残 高	28,619	11,936	461	12,397	310	455	51,400	12,463	64,628	△7,720	97,925	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	6,937	△210	△1,422	5,305	94,587
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△3,016
当期純利益					10,074
自己株式の取得					△36
自己株式の処分					—
株式交換による変動					1,486
税率変更による固定資産圧縮積立金の調整					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,620	31	103	△2,486	△2,486
事業年度中の変動額合計	△2,620	31	103	△2,486	6,156
当 期 末 残 高	4,316	△179	△1,319	2,818	100,744

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの 期末日の市場価格等による時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ②時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成作業支出金 個別法による原価法
 - (2) その他のたな卸資産 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - ①建物 定額法
 - ②その他の有形固定資産 定率法なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) で償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 工事損失引当金
受注工事の将来の損失に備えるため、当事業年度末における未成工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
 - (5) 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- | | |
|--------|----------|
| ①ヘッジ手段 | 金利スワップ取引 |
| ヘッジ対象 | 借入金 |
| ②ヘッジ手段 | 為替予約 |
| ヘッジ対象 | 外貨建金銭債務 |

(3) ヘッジ方針

当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

比率分析によっております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

10. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. その他のたな卸資産

販売用不動産 11百万円
貯蔵品 1,283百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 117,075百万円

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 3,942百万円

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 36,697百万円

5. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産(帳簿価額)は、次のとおりであります。
(財団抵当)

下記の有形固定資産は、港湾運送事業財団、工場財団を組成し、短期借入金の担保に供しております。

<担保に供している資産>

土地 21,620百万円
建物 4,358百万円
構築物 44百万円
機械装置 39百万円
車両運搬具 0百万円
合計 26,063百万円

<担保されている債務>

短期借入金 1百万円

6. 保証債務

従業員及び関係会社等の銀行借入他に対する保証額 2,670百万円

7. 手形債権流動化に伴う買戻し義務額

買戻義務額 1,058百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高 5,779百万円

仕入高 56,957百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 2,280百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	24,434,941	60,524	2,891,988	21,603,477

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 60,524株

株式交換に伴う自己株式の交付による減少 2,891,988株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	6,767百万円
賞与引当金	1,312百万円
有価証券評価損	860百万円
資産除去債務	614百万円
減損損失	432百万円
ゴルフ会員権評価損	259百万円
賞与引当金にかかる社会保険料	211百万円
貸倒引当金	201百万円
その他	477百万円
繰延税金資産小計	<u>11,138百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,656百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>9,482百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,466百万円
資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額	△217百万円
その他	△199百万円
繰延税金負債合計	<u>△1,884百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>7,597百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.9%
(調整)	
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	3.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
住民税均等割額	1.3%
評価性引当額の増減額	0.2%
所得拡大促進税制による税額控除	△1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	<u>36.2%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.9%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が392百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額(借方)が503百万円、その他有価証券評価差額金が115百万円増加し、繰延ヘッジ損益が4百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が238百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	摂陽倉庫㈱	当社代表取締役中村公一及びその近親者が100%を所有しております。	設備の賃借	営業取引 (設備の賃借)	73	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設備の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、每期交渉の上、契約により金額を決定しております。

(注2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっているため、取引金額には消費税等を含んでおりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 330円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 33円38銭 |

(企業結合等関係)

連結計算書類「連結注記表(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

山九株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村正之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田知範 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原一貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山九株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社に赴き事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

山 九 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	野 田 秀 臣	Ⓜ
常勤監査役	島 田 正 彦	Ⓜ
常勤監査役(社外監査役)	武 田 敬 一 郎	Ⓜ
社外監査役	小 川 憲 久	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、株主の皆様への利益還元と将来の事業展開に備えた財務体質の強化を勘案し、決定することを基本方針としております。

当期の期末配当等につきましては、当期の事業における成果と今後の事業競争力と財務体質の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額 3,349,220,083円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第15条（招集権者及び議長）

取締役会長の新設に伴い、株主総会の招集権者及び議長に取締役会長を追加するものであります。

(2) 第20条（取締役の員数）

今後の事業規模・領域の拡大に備え、またコーポレートガバナンス強化の観点から、取締役員数の上限を16名以内から20名以内に変更するものであります。

(3) 第23条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会長の新設に伴い、取締役会の役付取締役選定に取締役会長を追加するものであります。

(4) 第30条（監査役の員数）

今後の事業規模・領域拡大に伴うコーポレートガバナンスの更なる強化のため、監査役員数の上限を6名以内から7名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会長又は取締役社長</u> が招集する。 <u>取締役会長及び取締役社長</u> に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	2. 株主総会においては、 <u>取締役会長又は取締役社長</u> が議長となる。 <u>取締役会長及び取締役社長</u> に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
}	}
<第16条～第19条 省略>	<第16条～第19条 現行どおり>
}	}
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社の取締役は、 <u>16名</u> 以内とする。	第20条 当社の取締役は、 <u>20名</u> 以内とする。
}	}
<第21条～第22条 省略>	<第21条～第22条 現行どおり>
}	}
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第23条 当社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。	第23条 当社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じ、他の役付取締役若干名を選定することができる。</u>	3. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名を選定することができる。</u>
(新 設)	4. <u>取締役会は、その決議によって他の役付取締役若干名を選定することができる。</u>
}	}
<第24条～第29条 省略>	<第24条～第29条 現行どおり>
}	}
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の員数)	(監査役の員数)
第30条 当社の監査役は、 <u>6名</u> 以内とする。	第30条 当社の監査役は、 <u>7名</u> 以内とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役 小川 隆、中里康男、細井研二、岡橋輝和の4氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の経営体制の一層の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おがわ たかし 小川 隆 (昭和31年9月7日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年7月 当社物流企画部長 平成17年4月 当社ロジスティクス・ソリューション事業本部 企画部長 平成20年4月 当社経営企画部長 平成23年5月 当社関西エリア長 平成23年6月 当社執行役員 平成26年4月 当社常務執行役員 当社経営企画担当 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成28年4月 当社代表取締役専務取締役(現在) 当社管理管掌(現在)	11,000株
2	なか ぎと やす お 中里康男 (昭和30年11月30日生)	昭和54年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入社 平成19年5月 同社本店長 平成20年6月 当社入社 当社執行役員 平成21年4月 当社財務副担当兼資金部長 平成24年4月 当社常務執行役員 当社財務担当 CFO 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員(現在) 平成25年4月 当社財務担当 CFO兼資金部長 平成26年4月 当社財務担当 CFO(現在)	35,000株
3	ほそ い けん じ 二 細井研二 (昭和30年10月17日生)	昭和53年10月 当社入社 平成15年7月 当社神戸支店長 平成19年4月 当社関西エリア長 平成19年6月 当社執行役員 平成21年4月 当社人事・労政副担当兼人事部部長 平成22年4月 当社人事・労政担当(現在) 平成22年6月 当社取締役兼執行役員 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役員(現在)	29,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	おか ほん てる かつ 岡 橋 輝 和 (昭和24年11月25日生)	昭和47年4月 三井物産㈱入社 平成18年4月 同社執行役員 関西支社副支社長 平成21年4月 カナダ三井物産㈱社長 平成23年5月 セイコーホールディングス㈱顧問 (現在) 平成26年6月 当社社外取締役 (現在)	0株
5	※ いの うえ まさ お 井 上 正 夫 (昭和31年12月9日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社千葉支店長 平成21年4月 当社君津支店長 平成24年4月 当社東日本エリア長 平成24年6月 当社執行役員 平成28年4月 当社常務執行役員 (現在) 当社プラント・エンジニアリング 事業本部長 (現在)	8,000株
6	※ ゆう き とし お 結 城 俊 雄 (昭和34年6月10日生)	昭和58年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほ銀行) 入社 平成21年5月 みずほ証券㈱国際部部长 (出向) 平成24年1月 当社入社 平成24年4月 山九東南アジアホールディングス ㈱取締役 (海外出向) 平成28年4月 当社経営企画担当 (現在)	6,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印を付した候補者は、新任の取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 岡橋輝和氏は社外取締役候補者であります。
(2) 社外取締役候補者とした理由および当社社外取締役としての在任期間
岡橋輝和氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として、既に当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって2年であります。
(3) 社外取締役との責任限定契約について
岡橋輝和氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。
(4) 当社は、岡橋輝和氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 野田秀臣氏は本総会終結の時をもって辞任の申し出がありましたので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おちけいひこ 和知啓彦 (昭和28年12月5日生)	昭和53年4月 当社入社 平成14年4月 当社経理部長 平成16年4月 当社首都圏エリア統括部長 平成19年4月 当社資金部長 平成21年4月 当社首都圏エリア長 平成21年6月 当社執行役員(現在) 平成23年5月 当社総務・法務・広報担当兼総務・CSR部長 平成28年4月 当社管理管掌付(現在)	23,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、新任の監査役候補者であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、平成26年6月27日開催の第105回定時株主総会において選任いただきました補欠監査役 峰 隆男氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
にしよしひろ 西芳宏 (昭和47年5月4日生)	平成20年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成21年1月 第一協同法律事務所入所(現在)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者 西 芳宏氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西 芳宏氏は、弁護士としての専門知識および豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、補欠監査役候補者といたしました。
4. 西 芳宏氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。

第6号議案 役員報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成2年6月28日開催の第81回定時株主総会において、年額8億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、本総会において第2号議案に上程しております取締役員数の上限を16名以内から20名以内に変更することによる今後の増員および業績に連動した報酬の増額などを勘案し、取締役の報酬限度額を年額12億円以内（うち社外取締役分は年額6千万円以内）に改めさせていただきたく存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第97回定時株主総会において、年額1億5千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、本総会において第2号議案に上程しております監査役員数の上限を6名以内から7名以内に変更することに加え、グローバル化の進展、更なるガバナンス強化に伴う責務の増大を見据えて、監査役の報酬限度額を年額2億1千万円以内に改めさせていただきたく存じます。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）、監査役は4名ですが、第3号議案および第4号議案を承認いただきますと、取締役は14名（うち社外取締役2名）、監査役は4名となります。

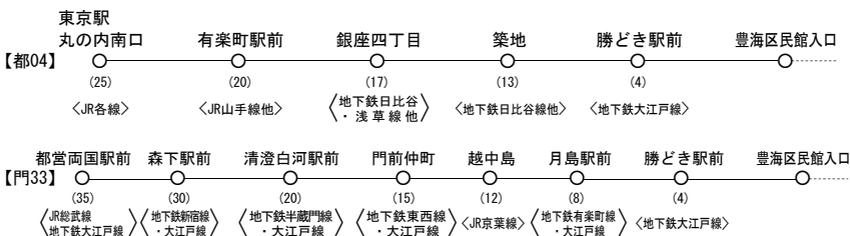
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区勝どき六丁目 5 番23号
 当社会議室
 (代表電話 03-3536-3939)

交 通

- 地下鉄大江戸線「勝どき」下車
 A 3 番出口から徒歩約 7 分
- 都営バス利用「豊海区民館入口」下車(バス停正面)
 [JRおよび地下鉄連絡線の各バス停から、「豊海水産埠頭行き」をご利用ください。]



() 豊海区民館入口までの所要分數
 < > JR・地下鉄連絡線

